被害者の手引

大切なあなたへ

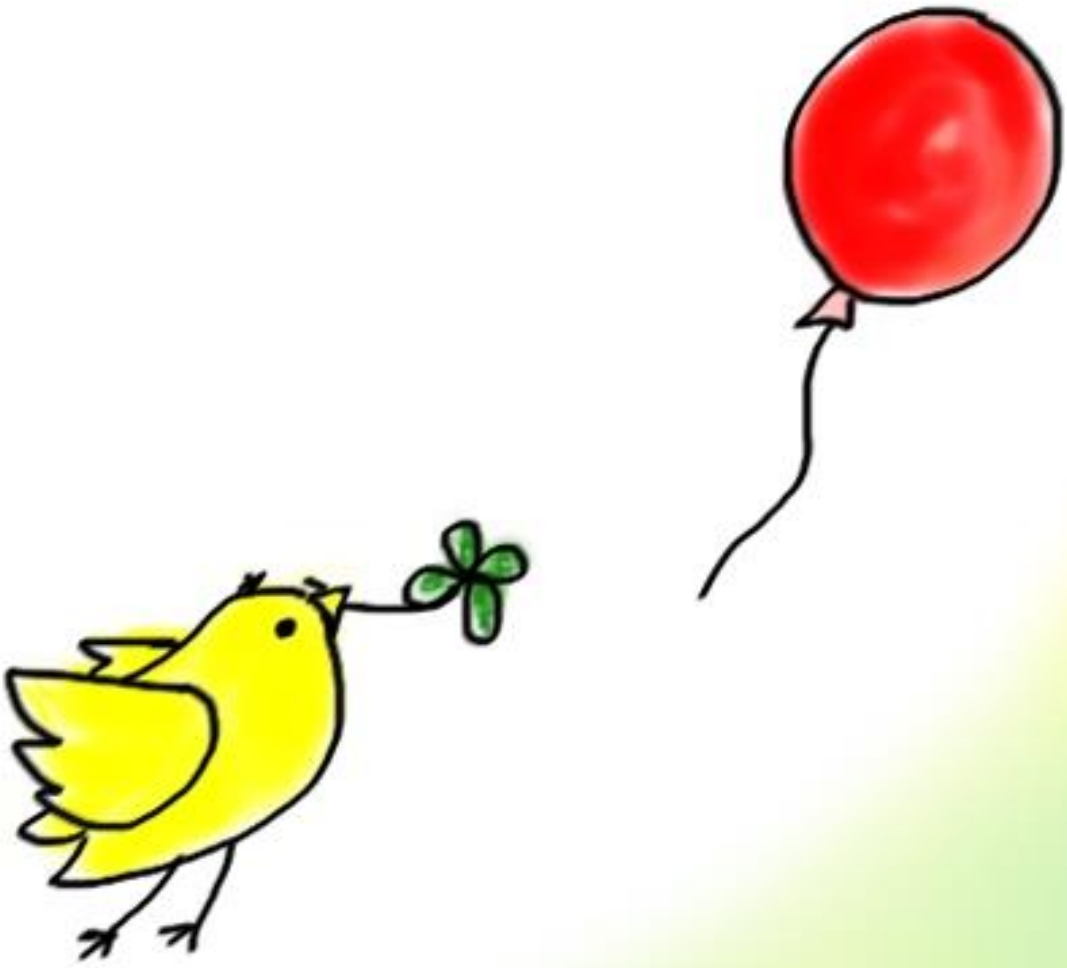

一人で悩まないで
あなたの心の声を、聞かせてください。

「心のリリーフ･ライン」は犯罪の被害にあわれた方々の心のケアやサポートを行っている警察の相談窓口です。

突然大きなショックを受けたとき、心や体に思いがけない変化が生じることがあります。でも、それは異常なことではありません。

誰にでも起こりえる自然な反応なので、安心してください。

これは、心と体が休養とケアを求めているサインです。

あなたは少しも悪くありません。迷われたときにはお電話ください。

専門の女性の臨床心理士が
ゆっくり、ていねいにお聴きします。

犯罪被害相談　心のリリーフ・ライン

092-632-7830

【受付時間】月曜日～金曜日　9:00～17:45（祝日・年末年始を除く）

福岡県警察本部　被害者支援・相談課

大切なあなたへ

目の前が真っ暗で、何もみえなくて、
涙が止まらなくて、自分ばかりを責めて・・・

この先、どうしていったらいいのか分からないかもしれない。

そんな時は、どうかこの言葉を思い出して。

―　あなたは悪くないよ　―

悪いのは加害者で、
あなたは100％悪くないんです。

きっと今は、それすらも考えられないかもしれないし、
考えたくないのかもしれない。

…昔の私もそうでした。

でも、あなたは1人じゃないよ。

あなたのことを心配してくれる人たちがいる。
あなたのことを守ろうとしてくれる人たちがいる。

大粒の涙の雨が
いつか希望の虹にかわるその時まで…

ぱん

はじめに

このパンフレットは、

○　捜査や裁判が、どのように行われ、犯人はどのような手続きで処罰されるのか。
○　捜査のために、警察がどのようなお願いをすることになるのか。
○　犯罪の被害にあわれた方やそのご家族が利用できる支援制度には、どのようなものがあるのか。

についてお知らせし、つらい思いをされている方々の手助けを行おうとするものです。

警察では、被害にあわれた方やそのご家族を全力で保護支援し、プライバシーは必ず守ります。

分からないことや心配ごとなどがあれば、ひとりで悩まずに、遠慮なくご相談ください。

連絡先

警察署　　課　　係

氏名

電話　　（内線）

連絡先

警察署　　課　　係

氏名

電話　　（内線）

～　無理をなさっていませんか　～

気持ちや体調がすぐれないとき

被害にあわれたことで、とてもつらく、苦しい思いや身体の不調などを抱えておられることと思います。

「犯罪の被害にあわれた方やそのご家族の方へ」（４６ページ）をお読みになられ、現在のご自身の心や身体の状況を確認してください。

＊被害後に起こりうる心や体の反応（ストレス反応）＊にチェック項目が多かったり、眠れない、ご飯が食べれない日が長く続いているなどのつらい症状はありませんか？

ひとりで悩んだり、我慢やご無理をなさらずに

〇犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」（０９２－６３２－７８３０）

県警の女性臨床心理士が対応

〇警察署の捜査担当者、被害者支援担当者

にご相談ください。

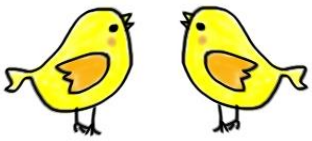

何から手をつけたらよいか迷われているとき

「お困りごとリスト」（４８ページ）を活用して、今、あなたがお困りのこと、心配なことなど、何でもいいので、書き出してみましょう。書き出した「お困りごと」については、警察署の担当者に見せて、相談してみませんか？

警察では解決できないこともありますが、民間の支援団体や自治体などにも、あなたのお力になりたいと思っている人たちがいます。

「捜査機関とのやりとり」「支援者とのやりとり」（５０，５１ページ）は、担当者との約束や説明を受けた事項などを書き込んだり、あとから見返すための備忘録としても使っていただけます。

「MEMO」（５２ページ）は、ご自由に使ってください。被害にあわれた日時や場所、加害者のことなど、無理して書く必要はありませんが、いろいろなことを記録しておくことで、あとで役に立つことがあるかもしれません。

警察に被害の届出をしたらどうなるのですか・・・

被害を警察に届け出たときから、捜査は始まります。

事情聴取や実況見分への立会い、証拠品の提出等をお願いすることになります。７ページからの**被害にあわれた方やそのご家族へのお願い**をご覧ください。

捜査がどのように進んでいくのか不安です・・・

１ページからの**刑事手続の概要**をご覧ください。

犯人が逮捕されてから裁判までの流れを、犯人が成人の場合と少年の場合に分けて説明しています。

裁判で私の名前などを知られたくないのですが・・・

裁判は通常、公開で行われますが、被害にあわれた方々を保護するための様々な制度があります。氏名等を知られたくない場合は、検察官に申し出て裁判所が秘匿を決定すれば、氏名等を明らかにせず裁判を進めることができる場合もあります。２０ページからの**裁判(公判)で利用できる制度**をご覧ください。

事件被害のことを誰にも言えずにつらいです・・・

警察には犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」という女性の臨床心理士が対応する犯罪の被害にあわれた方々のための心のケアの窓口があります。

また警察と連携して様々な支援を行っている民間の被害者支援団体「性暴力被害者支援センター・ふくおか」でも、専門の女性相談員が２４時間３６５日相談を受け付けています。どちらの窓口も秘密は守られますし、無理に話をする必要もありません。無理や我慢をなさらずにお電話ください。

○ 犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」０９２－６３２－７８３０

○「性暴力被害者支援センター・ふくおか」０９２－４０９－８１００

そのほかにも様々な支援制度などを紹介しています。
詳細は、次ページからの目次をご覧ください。

目次

１　刑事手続の概要

犯人が２０歳以上の者である場合 3

犯人が１４歳以上２０歳未満の者である場合 6

犯人が１４歳未満の者である場合 7

２　被害にあわれた方やそのご家族へのお願い

事情聴取 9

証拠品の提出 10

実況見分などの立会 11

病院での診察 11

３　福岡県警察で利用できる支援や制度

警察の各種支援 12

公費負担制度 13

精神的被害の支援（心のケア） 14

犯罪被害給付制度 16

安全の確保に関する制度 19

・ 再被害の防止 19

・ ストーカー、DV（配偶者からの暴力等）被害にあわれた方の安全対策 . . . 19

・ 児童虐待における被害児童の安全確保 19

４　裁判（公判）で利用できる制度

裁判における証言 21

刑事裁判に関する制度 21

被害者参加制度 22

被害者国選弁護制度 23

損害賠償命令制度 23

少年犯罪における制度 24

５　裁判や犯人の状況などを知る制度

被害者等通知制度 27

・ 犯人が２０歳以上の者もしくは検察庁に逆送された少年（２０歳に満たな

い者）の場合 27
・　犯人が少年（２０歳に満たない者）の場合 28
心身喪失者等から被害を受けた方への被害者支援 29
医療観察法における情報提供制度 29
検察審査会への審査申立て 30
６　加害者の処遇に意見等を述べる制度
意見等聴取制度 31
心情等聴取・伝達制度 31
７　公的機関や民間団体による被害者支援
公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター 33
「性暴力被害者支援センター・ふくおか」 35
公的な援助制度 36
８　弁護士などへの相談
弁護士会の相談窓口 38
日本司法支援センター「法テラス」 38
９　その他の制度など
民事上の損害賠償請求制度 40
税金の減免・控除 40
公益財団法人犯罪被害救援基金 41
日本財団まごころ奨学金 41
警察の相談窓口 42
警察以外の相談窓口 45
犯罪の被害にあわれた方やそのご家族の方へ 48

１　刑事手続の概要

犯人を明らかにして、犯罪事実を確定し、犯人に刑罰が科せられるまでの流れを「刑事手続（けいじてつづき）」といい、これは、大きく、捜査、起訴、公判の３つの段階に分かれます。

これらの手続は、犯人が２０歳以上の者か２０歳に満たない者かによって、異なります。

犯人が２０歳以上の者である場合

捜　査

犯人を捕まえ、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動を「捜査（そうさ）」といいます。

警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者を「被疑者（ひぎしゃ）」といい、警察は、必要な場合には被疑者を逮捕して、４８時間以内に検察官に引き継ぎます。これを「送致（そうち）」といいます。（注１）

これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者を拘束する（このことを「勾留（こうりゅう）」といいます。）必要があると認めた場合には、２４時間以内に裁判官に対して請求を行い、裁判官がその請求を認めると、被疑者は最長で２０日間勾留されることになります。被疑者が勾留されている間にも、警察は様々な捜査活動を行います。

（注１）　被疑者が逃走するおそれがない場合などには、被疑者を逮捕しないまま取り調べ、証拠を揃えた後、捜査結果を検察官に送致することもあります。

起　訴

検察官は、勾留期間内に、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴（きそ）」（注2）、かけない場合を「不起（ふき）

訴」といい、起訴された被疑者を「被告人」といいます。

また、被疑者を逮捕しない事件送致の場合には、送致を受けた検察官は、事件について必要な捜査を行った後に、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

（注２）　検察官が管轄裁判所に起訴状を提出して、事件の裁判を請求することを「公訴の提起（起訴）」といいます。

「起訴」には、公開の法廷での裁判を請求する「公判請求」と、100万円以下の罰金又は科料を科し得る事件等の一定の犯罪について書面審理だけを請求する「略式命令請求」があります。

なお、不同意性交等、不同意わいせつなどに「略式命令請求」は適用されません。

公　判

刑事裁判で、公開の法廷において、裁判官が、検察官・弁護人などの立会いの上、被告人の有罪か無罪かを審理する手続を「公判」といいます。被疑者が起訴され、公判が開かれる日が決められた後、審理が行われ、判決が下されます。（注３）

判決について、検察官や被告人がその内容に不服がある場合には、さらに上級の裁判所（高等裁判所など）に訴えることとなります。これを「控訴」といいます。

（注３）　刑事裁判には、裁判員制度があります。裁判員制度とは、殺人などの一定の重大な犯罪について、選挙権のある１８歳以上の一般の国民から選ばれた裁判員の方に、地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合、どのような刑にするのかを決めてもらう制度です。性犯罪については、不同意性交等致死傷、不同意わいせつ致死傷、監護者性交等致死傷、強盗・不同意性交等などが対象となります。検察官は、裁判関係者と連絡・協力して、被害にあわれた方の知人などが、裁判員に選任されることがないよう配慮しています。

刑事手続の流れ

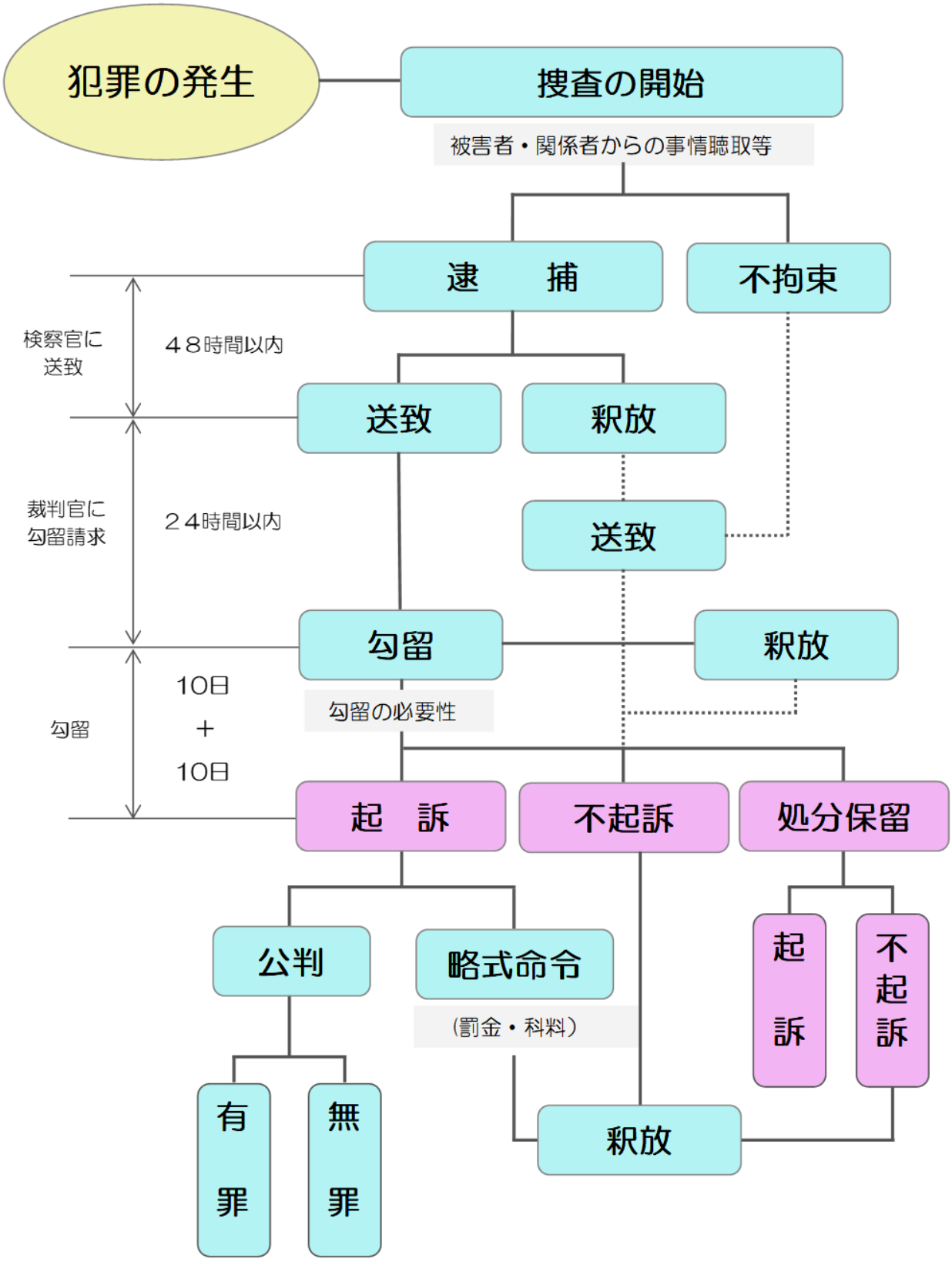
犯罪の発生
捜査の開始
被害者・関係者からの事情聴取等
逮　捕
不拘束
検察官に送致
４８時間以内
送致
釈放
裁判官に勾留請求
２４時間以内
送致
勾留
釈放
勾留
10日
＋
10日
勾留の必要性
起　訴
不起訴
処分保留
公判
略式命令
（罰金・科料）
起訴
不起訴
有罪
無罪
釈放

犯人が１４歳以上２０歳未満の者である場合

捜　査

警察では、１４歳以上２０歳未満の者（以下「少年」といいます。）については、刑事手続と同様に捜査を行います。

法定刑（法律で定められた刑罰）が刑務所などの刑事収容施設に一定期間拘置される「懲役」や「禁錮」などの比較的重い犯罪を犯した場合は検察官に事件を引き継ぎます。これを「送致」といいます。　これを受けた検察官は、取調べなど必要な捜査をした後、少年をどのような処分にするのがよいのかの意見を付けて、家庭裁判所に事件を送致します。

一方、法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、警察から直接、家庭裁判所に事件を送致します。

なお、１８，１９歳の少年が犯罪を犯した場合は、「特定少年」として法定刑の軽重にかかわらず全ての事件を検察官経由で家庭裁判所に送致します。

審　判

家庭裁判所では、事件について、審判（刑事手続でいう公判）を開始するかどうかを決定します。

これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、審判に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず、その時点で終了します。これを「審判不開始」といいます。

少年に対する処遇を決めるために裁判官が直接審理することが必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。審判では、保護処分（少年を施設内に収容し矯正教育を行う少年院送致や社会内において保護観察官と保護司が協働して少年の再非行防止・改善

更生を図る保護観察等）の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認められた場合には不処分の決定を行います。

少年が凶悪な犯罪を犯した場合など、刑事処分とするべきであると認められた場合には、事件を検察庁へ送り返します。この場合、少年は原則として、裁判にかけられ、通常の刑事事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定を受けます。

犯人が１４歳未満の者である場合

調　査

１４歳未満の者（以下「少年」といいます。）については、刑事責任能力を有さず、法律上罰することができないため、警察において調査を行います。１４歳未満の少年に対する調査の手続では、逮捕などの身柄拘束はできませんが、押収・捜索などの強制処分ができます。

警察は、調査の結果、当該事件を児童相談所に通告することができるほか、少年について家庭裁判所の審判が必要と思われるときは、事件を児童相談所に送致します。

児童相談所における措置

送致又は通告を受けた児童相談所では、少年に対し、児童福祉法上の措置（児童自立支援施設への入所や里親への委託など）をとり、事件を終了させるほか、家庭裁判所での審判が必要であると判断した場合は、事件を家庭裁判所に送致します。

家庭裁判所に送られた少年は、１４歳以上の少年と同様に審判を開始するかどうかの決定を受けます。

少年事件手続の流れ

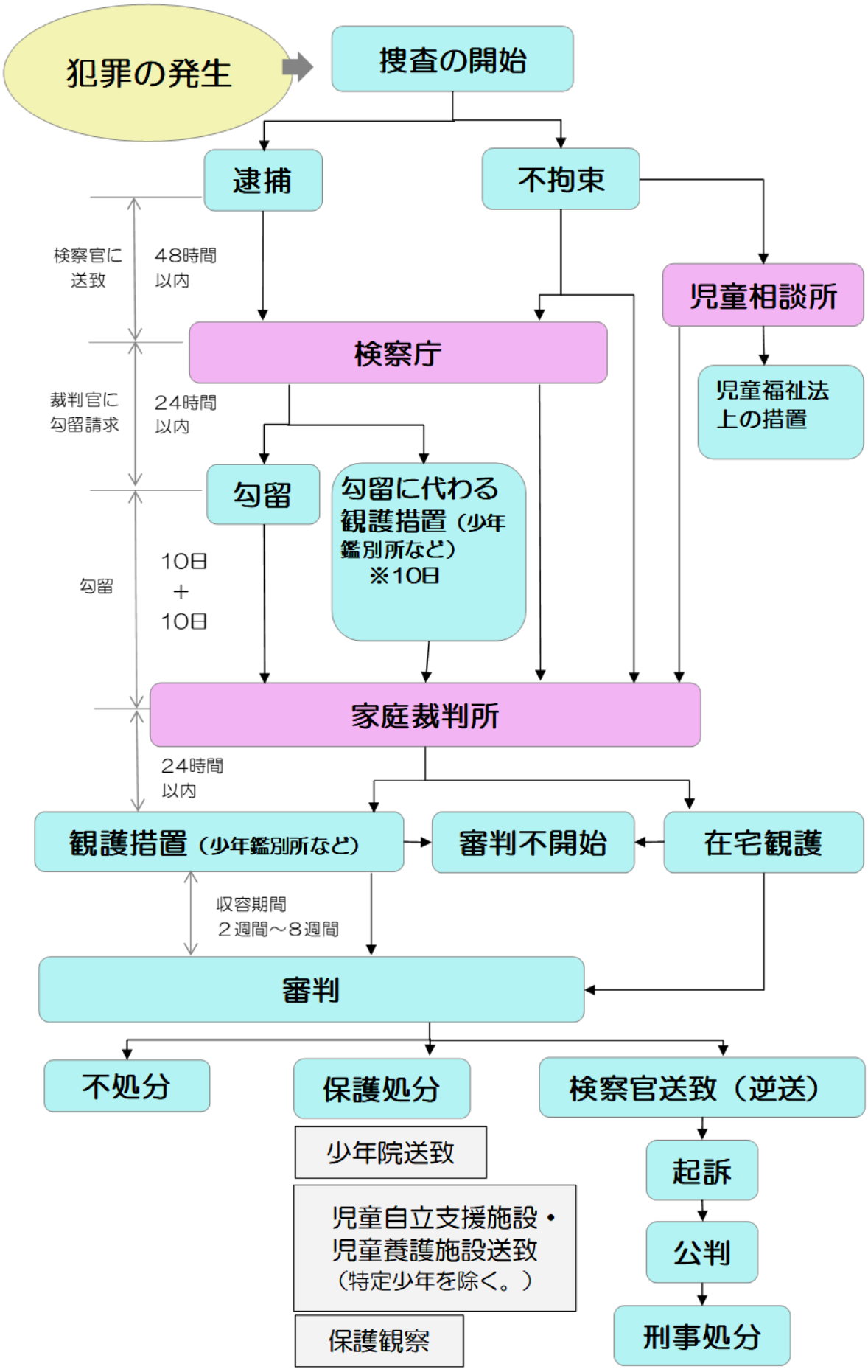
犯罪の発生
捜査の開始
逮捕
不拘束
検察官に送致
48時間以内
児童相談所
検察庁
児童福祉法上の措置
裁判官に勾留請求
24時間以内
勾留
勾留に代わる観護措置（少年鑑別所など）※10日
勾留
10日＋10日
家庭裁判所
24時間以内
観護措置（少年鑑別所など）
審判不開始
在宅観護
収容期間
２週間～８週間
審判
不処分
保護処分
検察官送致（逆送）
少年院送致
児童自立支援施設・児童養護施設送致（特定少年を除く。）
保護観察
起訴
公判
刑事処分

２　被害にあわれた方やそのご家族へのお願い

被害にあわれた方やそのご家族には、刑事手続上、必要なお願いをし、そのことでご負担をおかけすることもあります。

犯人を捕まえ、処罰するため、そして同じような被害にあわれる方をなくすためにも、是非ともご協力いただきたいと思います。

具体的には、次のようなことがあります。

事情聴取

担当の捜査員が、被害の状況や犯人の様子などについて、詳しく事情をお聞きします。

思い出したくないこと、言いたくないこともあるかと思いますが、それは犯罪の証明や犯人の特定に欠くことのできない重要なもので、捜査のために必要があってお尋ねしています。

詳しいことが分かれば分かるほど、犯人を早く捕まえることにつながりますので、できる限りのご協力をお願いします。

□　事情聴取に当たる捜査員の性別について希望がある場合や、子供さんが被害にあい、子供さんから話を聴く際、ご家族の同席が必要とお考えの場合には、あらかじめ担当捜査員にご相談ください。

□　事情聴取の際、捜査員から、性に関することや異性関係など、話しづらい内容や、犯人の言葉や行動など細かな事項まで質問されることがあります。些細な情報や犯人の手口などが犯人の割り出しに繋がり、また犯人を検挙した後に嘘や言い逃れをさせないためにも必要となりますので、ご協力をお願いします。

□　警察に事情を話したことで、犯人から仕返しをされるのではないかという不安を持たれるかも知れませんが、警察は被害にあわれた方のプライバシーを保護し、犯人から再び被害を受けることのないよう配意しています。

（安全対策については、１７ページの「安全の確保に関する制度」をお読み

ください。）

□　犯人を検挙した後などにも再度警察官による事情聴取をお願いすることがあります。また、警察官による事情聴取のほかに、検察官から事情を聴かれることもあります。どうして同じことを繰り返し聴かれるのだろうと思われるかもしれませんが、検察官が起訴・不起訴の判断をするために重要なものですから、どうかご理解ください。

証拠品の提出

被害にあわれた方が被害当時に着ていた服、持っていた物などを証拠品として提出していただくことがあります。これらは、犯罪を証明するために必要となりますので、ご協力をお願いします。また、指紋やＤＮＡ型鑑定資料の提出をお願いすることもありますが、これらは必要がなくなれば確実に処分いたします。

□　提出していただいた物については、証拠品として保管する必要がなくなれば、裁判が終わらない段階でもお返しします。これを「還付（かんぷ）」といいます。

□　証拠品を保管する必要がある段階でも、所有者の方などの請求により、一時的にお返しできる場合もあります。これを「仮還付（かりかんぷ）」といいます。この場合、捜査上必要になった際に、再度提出していただくことがありますので、処分しないでください。

□　所有者の方が還付の必要がないと思われる物については、提出の時に「所有権放棄（しょゆうけんほうき）」の手続をしていただければ、証拠品として保管する必要がなくなった時に警察又は検察において処分することになります。

実況見分などの立会

被害にあわれた方やそのご家族などには、警察官が犯罪の現場などについて確認する際に立会いをしていただくことがあります。

現場の状況などを確認することを「実況見分（じっきょうけんぶん）」といいます。（裁判所の令状に基づいて行う場合は「検証（けんしょう）」といいます。）

その際、被害にあわれた現場までの案内をお願いしたり、模擬犯人や人形などを使って説明していただきながら、被害状況の再現や写真撮影を行うこともあります。ある程度の時間がかかりますが、事実の解明や犯罪の証明に必要な場合に行うものですので、ご協力をお願いします。

病院での診察

妊娠や性病などの不安を解消し、怪我の治療などを行うため、警察官などが付き添って病院で診察を受けていただくことがあります。

- □　被害後、７２時間内に緊急避妊ピルを服用することで、望まない妊娠を防止することができます。避妊効果は１００％ではありませんが、医師の処方に従って、正しく服用することにより高い効果があります。
- □　医師と相談し、必要な性病検査を受けていただくことができます。
- □　被害によって怪我をされた場合、医師の診断書により明らかにすることで「致傷罪」となり、わいせつ行為のみの罪よりも重い刑罰を犯人に科すことが可能になる場合があります。
- □　被害にあわれた方の身体には、犯人のDNAが残っている可能性がありますので、犯人の特定や犯罪の立証のために、診察時、医師により身体の付着物や膣の内容物などを採取させていただくことがあります。部位によっては、現場や警察署などで女性警察官が採取する場合もありますので、ご理解ください。

３　福岡県警察で利用できる支援や制度

どのよう支援が受けられるのですか？

警察の各種支援

- **支援活動**

警察では、殺人、不同意性交等、不同意わいせつ、傷害など身体に対する被害や重大な交通事故事件など専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したとき、指定された「支援要員」が発生直後から、被害にあわれた方やそのご家族の要望や必要に応じて、様々な被害者支援活動を行います。

① 病院、事情聴取、実況見分などの付添い

② 要望や悩み事などの相談受理及びその対応

③ 捜査の流れなどの説明

④ 被害者支援に関する制度や民間被害者支援団体（福岡犯罪被害者支援センター）の紹介

- **連絡活動**

警察では、殺人、不同意性交等、不同意わいせつ、傷害などの身体に対する被害や重大な交通事故事件などの被害にあわれた方やそのご家族に対し、ご希望に応じて、捜査の進捗状況などについて連絡する「被害者連絡制度」を運用しています。

詳しくは、次のような情報を連絡しています。

① 刑事手続及び被害にあわれた方のための各制度

被害にあわれた方やそのご家族から話を聴いた捜査員又は支援要員が、刑事手続及び被害にあわれた方のための様々な支援制度について説明（連絡）します。

② 捜査状況

被疑者の検挙（被疑者を逮捕すること又は逮捕せずに取調べを行い証拠を揃えて検察庁に送致すること）に至っていない場合には、捜査に支障の

ない範囲内で捜査状況について連絡します。

③　被疑者の検挙状況

被疑者を検挙した場合には、捜査に支障のない範囲内で被疑者検挙の旨、被疑者の氏名などについて連絡します。

④　逮捕被疑者の処分状況

勾留が行われた事件については、事件を送致した検察庁、起訴・不起訴などの処分結果、公判が行われる裁判所などについて連絡します。

※　被疑者が少年（２０歳に満たない者）の場合には、前記の情報連絡の内容に、若干の違いが生じることがあります。

※　事件のことを思い出したくないなどの理由で、「知らせて欲しくない。」という方は、捜査員又は支援要員にその旨をお話しください。

- **訪問活動**

被害にあわれた方やそのご家族のご希望により、交番などの警察官が防犯指導やパトロールなどを行います。

公費負担制度

警察では、被害にあわれた方やそのご家族の精神的・経済的負担を軽減するため、次の費用を公費で支給しています。各制度には、一定の要件があります。

- **医療費、検案書料など**

□　性犯罪被害にあわれた場合

初診料、診断書料、性感染症検査費、緊急避妊薬費、怪我等に伴う応急処置的な検査・治療費、人工妊娠中絶費

□　ご家族を亡くされた場合（解剖を行った場合）検案書料、遺体搬送費、遺体修復費

- **カウンセリング費用**

  被害の影響により、精神科・心療内科や民間の心理相談室などを受診・相談した場合のカウンセリング費用

- **専門業者によるハウスクリーニング費**

  殺人事件などの犯罪被害により、自宅が血こん等で汚れた場合の専門業者によるハウスクリーニング費

- **緊急一時避難場所の確保**

  ① 自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊・汚損される、被害を思い出し精神的苦痛である、又は犯人から再被害にあうおそれがある場合などに、一時避難するための宿泊費用を公費で負担する制度があります。

  ② ストーカー・DV などの事案のうち、直ちに施設に避難することが困難な場合などに、宿泊施設等への一時避難に伴う費用を公費で負担する制度があります。

- **警察施設へ来所を求められた場合の旅費**

  警察が、捜査または支援活動上の必要により、警察署に来所を求めた場合に生じた、その警察署の管轄外の場所からの行き帰りに要する旅費

精神的被害の支援（心のケア）

犯罪の被害にあわれると、心や体に思いがけない変化があらわれることがあります。このような変化は、犯罪の被害にあわれた方だけでなく、その方を支えるご家族の方にも同様の変化があらわれることがあります。

突然大きなショックを受けたときには、誰にでも起こりえる当たり

前のことですので、安心してください。

警察では、被害にあわれた方やそのご家族などの精神的被害の回復を支援するため、警察本部内に女性の臨床心理士が対応する犯罪被害相談『心のリリーフ・ライン』を設置し、電話相談や面接によるカウンセリングを行っています。

警察以外でのカウンセリングをご希望される場合には、医療機関や民間の被害者支援団体（福岡犯罪被害者支援センター）などを紹介することもできます。

医療機関などでのカウンセリングには、費用を公費負担する制度もありますので、ひとりで悩まずにご相談ください。

【その他の相談先】

□　日常生活に支障を感じる場合などは、早めに医療機関や保健所、精神保健福祉センターへご相談ください。

□　児童生徒が心のケアを必要としている場合には、スクールカウンセラーなど学校の相談機関もご活用ください。

問合わせ先

■福岡県警察本部犯罪被害者支援係　　☎092-641-4141（内線 2537）

■事件を取り扱った警察署の被害者支援を担当する係

■犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」　　☎092-632-7830

犯罪被害給付制度

通り魔殺人など故意の犯罪行為（注４）により、不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、何らの公的補償（注５）や加害者側からの損害賠償も得られない被害にあわれた方又はそのご遺族に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給することにより、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援するものです。

（注４）　故意の犯罪行為には、不同意性交等、不同意わいせつなどの性犯罪も含まれます。

（注５）「公的補償」には、以下の給付などが該当します。

- 労災保険給付…各労働基準監督署

  業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡などが発生したとき

- 災害共済給付…独立行政法人日本スポーツ振興センター各支所

  学校などの管理下において児童又は生徒の災害が発生したとき

- 自賠責保険給付（政府の保障事業）…各損害保険会社

  自動車の運行によって死亡、傷病、障害が発生したとき

  （例：原付バイクに乗車した加害者からひったくり被害にあい負傷した場合など）

問合わせ先

■福岡県警察本部犯罪被害給付係　　☎092-641-4141（内線 2534）

■事件を取り扱った警察署の被害者支援を担当する係

<table>
<tr><th>種類</th><th>受給資格者</th><th>支給額</th></tr>
<tr><td>遺族給付金</td><td>犯罪行為により亡くなられた方のご遺族が対象となるものです。給付金を受けられるご遺族には、次のとおり範囲と順位があります。（順位は、番号順）

ア　①配偶者
イ　亡くなられた方の収入によって生計を維持していた②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
ウ　イに該当しない⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹</td><td rowspan="3">支給額は、被害にあわれた方の年齢や勤労による収入などに基づいて算定されます。</td></tr>
<tr><td>重傷病給付金</td><td>犯罪行為により重傷病を負った方本人に対し、３年を限度として保険診療による医療費の自己負担相当額などを支給するものです。

□　「重傷病」とは、１か月以上の加療かつ３日以上の入院を要した負傷や疾病（ＰＴＳＤなどの精神疾患である場合は、加療１か月以上かつその症状の程度が３日以上労務に服することができない程度であったこと。）をいいます。
□　重傷病の療養のため休業を余儀なくされた場合、休業損害を考慮した額が加算されます。</td></tr>
<tr><td>障害給付金</td><td>犯罪行為により法令に定める程度の障害（障害等級第１級～１４級）が残った被害にあわれた方本人に支給するものです。</td></tr>
</table>

給付金の減額・調整

犯罪行為によって受けた被害であっても、次のような場合には、給付金の全部又は一部が支給されません。

- □　親族間や知人間で行われた犯罪である場合
- □　労災・自賠責保険などの公的補償や相手方から損害賠償などを受けた場合
- □　犯罪被害の原因が被害にあわれた方にもある場合
- □　被害者が暴力団員であった場合　など

申請期限

申請には期限があり、犯罪行為による死亡、重傷病若しくは障害の発生を知った日から２年が経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から７年が経過したときは、申請することができません。

ただし、次のようなやむを得ない理由がある場合は、その理由がなくなった日から６か月以内に限り申請することができます。

- □　当該犯罪行為の加害者から不当に拘束されていた場合
- □　行方不明者が発見され、犯罪被害であると判断された場合

など

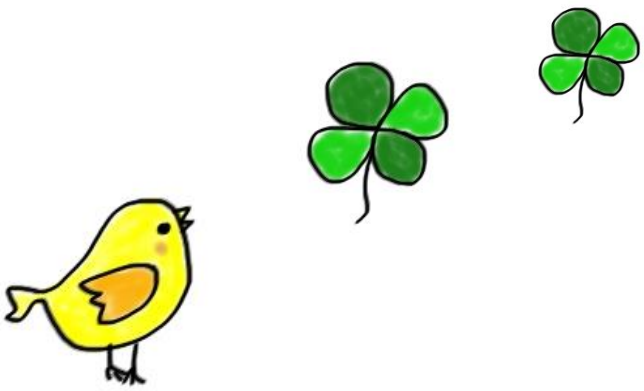

安全の確保に関する制度

• 再被害の防止

警察では、被害にあわれた方やそのご家族が、再度、加害者から生命や身体に被害を受けるおそれがある場合に、被害にあわれた方などを「再被害防止対象者」として指定し、重点的な防犯指導や必要に応じた警戒措置を行うとともに、要望があった場合又は再被害防止に必要な場合には、加害者の釈放などに関する情報などを提供して、安全の確保に努めています。

再被害に関して、不安をお持ちの方は、事件を担当した警察署又は最寄りの警察署にご相談ください。

もし、加害者などから生命・身体に危害を加えられるような脅しなどを受けた場合には、すぐに警察へ通報してください。

• ストーカー、DV（配偶者からの暴力等）被害にあわれた方の安全対策

警察では、ストーカー、DVなどの被害にあわれた方の安全を確保するため、女性相談所などと連携の上、これらの被害を防止するための必要な援助や安全対策などを行っています。詳しくは、事件を担当した警察署又は最寄りの警察署にお問い合わせください。

• 児童虐待における被害児童の安全確保

警察では、児童虐待事案を認知した場合、児童の安全の確認を行い、児童相談所と連携し、必要に応じて一時保護を行うなど、被害児童の安全の確保を最優先とした対応を行っています。

問合わせ先

■福岡県警察本部（人身安全対策課）　☎092-641-4141（内 3463）

■事件を取り扱った又は最寄りの警察署

警察の犯罪被害者支援の流れ

被害者の手引
交付

支援活動

被害者支援に携わる「支援要員」が発生直後から、被害にあわれた方やそのご家族のご希望に応じて、さまざまな被害者支援活動を行います。

- 病院、事情聴取、実況見分などの付添い
- 要望や悩み事などの相談受理及びその対応
- 捜査の流れなどの説明
- 被害者支援に関する制度や民間被害者支援団体（福岡犯罪被害者支援センター）の紹介

訪問活動

被害にあわれた方やそのご家族のご希望により、交番などの警察官が防犯指導やパトロールなどを行います。

犯罪被害給付制度

公的補償や損害賠償を得られない被害にあわれた方、又はそのご遺族に対して、一定の条件のもと、国が犯罪被害者等給付金を支給します。

- 遺族給付金
- 重傷病給付金
- 障害給付金

事件発生 → 捜査開始 → 逮捕 → 起訴 → 公判

公費負担制度

被害にあわれた方やそのご家族の精神的・経済的負担を軽減するため、一定の要件のもと、次の費用を公費で支給しています。

- 犯罪により身体を負傷した場合の医療費
- 警察施設へ来所を求める際の旅費
- ホテルなどへの一時避難のための費用
- 精神科医師等によるカウンセリング費用
- ハウスクリーニング費用

精神的負担の軽減（心のケア）

部内臨床心理士が、電話相談や面接によりカウンセリングを行っています。

連絡活動

被害にあわれた方やそのご家族に対し、ご希望に応じて、捜査の進捗状況についてお知らせします。

- 刑事手続き及び被害にあわれた方のための各制度
- 捜査状況
- 被疑者の検挙状況
- 逮捕被疑者の処分状況

関係機関との連携

福岡犯罪被害者支援センターが警察や関係機関と連携しながら、被害にあわれた方やそのご家族が平穏な生活を取り戻すためのさまざまな支援を行っています。

- 電話相談、面接相談
- 公判などへの付添い
- 法律相談

４　裁判（公判）で利用できる制度

・ 裁判における証言

被害にあわれた方やそのご家族には、犯罪の証明のため、被害の状況や被告人に対する気持ちなどを公判で証言していただくことがあります。これを「証人尋問（しょうにんじんもん）」といいます。

その際に、被害にあわれた方やそのご家族の不安や緊張を和らげるため、裁判所の判断によって、次のような配慮がされることがあります。

□　家族や心理カウンセラーなどに付き添ってもらうこと

□　被告人や傍聴人（ぼうちょうにん）から見えないように、被告人や傍聴人との間に衝立（ついたて）などの遮へい物を設置してもらうこと

□　別室から、ビデオモニターを通じて証言（ビデオリンク方式）すること

・ 刑事裁判に関する制度

□　公判の傍聴

被害にあわれた方やそのご家族などが、公判を優先して傍聴することができるように配慮されます。

□　被害にあわれた方に関する情報の保護

性犯罪などの被害にあわれた方の氏名などを公開の法廷で明らかにしない旨の決定をするよう裁判所に申し出ることができます。

□　心情等の意見陳述制度

被害についての今の気持ちや事件についての意見を述べることができます。

□　冒頭陳述（注６）の内容を記載した書面の交付

検察庁で、冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。

（注６）冒頭陳述とは、公判で証拠調べの冒頭に、これからどのような証拠で犯罪を証明するのかを検察官が述べるものです。

□　公判記録の閲覧・コピー

第１回の公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧やコピーができます。

※　同種余罪の被害にあわれた方やそのご家族も、民事の損害賠償請求のため必要がある場合は、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧やコピーができます。

□　刑事和解制度

被告人と示談（じだん）した場合に、その示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうこと（刑事和解）ができます。

※　これにより、示談金が支払われない場合には、別に民事訴訟を起こさずに強制執行の手続きをとることができます。

これらの制度は、裁判所への申出により、認められた場合に利用することができます。事前に検察官への申出が必要な制度もあります。

担当の検察官や弁護士などにご相談ください。

また、検察庁では、被害にあわれた方やそのご家族の負担や不安をできるだけ和らげるため、「被害者支援員（ひがいしゃしえんいん）」を配置し、被害にあわれた方やそのご家族からの様々な相談の対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還など各種手続の手助けをするほか、状況に応じて、精神面、生活面、経済面などの支援を行っている関係機関や団体を紹介するなどの支援活動を行っています。

被害者参加制度

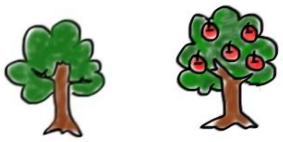

殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、不同意性交等、不同意わいせつなどの性犯罪、逮捕・監禁、略取・誘拐などの被害にあわれた方やそのご家族は、事件を担当する検察官に対し、刑事裁判への参加について申立てを行い、裁判所の許可を得て、被害者参加人という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。

被害者参加人になると、

- 公判期日に出席すること
- 検察官の訴訟活動に関して、意見を述べ、説明を受けること

- 証人に尋問すること（情状に関する事項）
- 被告人に質問すること
- 事実関係や法律の適用について意見を述べること

ができるようになります。

被害者参加制度を利用して、刑事裁判に出席された方には、交通費などが支払われる制度が設けられています。

詳しくは、担当の検察官や事件を担当する裁判所にお問い合わせください。

被害者国選弁護制度

被害者参加人となられた方は、刑事裁判に参加するに当たり、公判期日への出席や被告人質問などの行為を弁護士に委託することができますが、経済的に余裕がない方には、裁判所が被害者参加弁護士を選定し、国が弁護士の費用を負担する制度があります。被害者参加人の資力（現金、預金などの合計額。６か月以内に犯罪行為を原因として治療費などの費用を支出する見込みがあれば、その費用は差し引かれます。）が、基準額の２００万円に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。

詳しくは、担当の検察官または日本司法支援センター（法テラス）にお問い合わせください（法テラスについては37ページをご覧ください。）。

損害賠償命令制度

刑事事件を担当した地方裁判所が、有罪の言渡しをした後、引き続き損害賠償（そんがいばいしょう）についての審理も行う制度で、手続における被害事実の証明が簡単になるため、被害にあわれた方などの負担を軽減することができます。

殺人などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、不同意性交等、不同意わいせつ、逮捕・監禁、略取・誘拐などの被害にあわれた方やそのご家族は、刑事事件を担当した地方裁判所に対し、加害者に損害賠償

を命じるよう求める申立てをすることができます。

この手続は原則として、４回以内の審理で結論を出すことになっているため、通常の民事裁判より簡易・迅速に解決できる制度になっており、４回以内の審理で終わらない場合や損害賠償命令の申立てにかかる裁判に対して異議の申立てがあった場合などは、通常の民事訴訟手続に移行します。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。

少年犯罪における制度

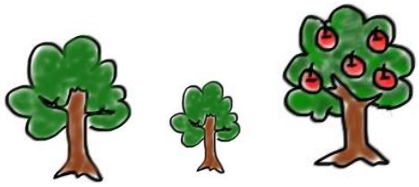

□　少年審判の傍聴

殺人、傷害、性犯罪などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪（いずれも傷害の事案にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）などの被害にあわれた方やそのご家族は、少年審判の傍聴が認められる場合があります。

□　事件記録の閲覧・コピー

被害にあわれた方やそのご家族は、審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年の要保護性に関する調査記録は除く。）の閲覧やコピーができます。

□　意見聴取制度

裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害についての今の気持ちや事件についての意見を述べることができます。

□　審判状況の説明

家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。

□　審判結果等の通知

家庭裁判所から少年の氏名や審判の結果などの通知を受けることができます。

これらの制度は、家庭裁判所への申出をし、認められた場合に利用することができます。

詳しくは、事件を担当する家庭裁判所にお問合せください。

問合わせ先

- 福岡家庭裁判所　☎092-711-9651
- 福岡家庭裁判所（飯塚支部）　☎0948-22-1150
- 福岡家庭裁判所（久留米支部）　☎0942-39-6943
- 福岡家庭裁判所（小倉支部）　☎093-561-3431

裁判への参加をお考えの方は、担当の検察官や弁護士にご相談されるか、福岡犯罪被害者支援センターの『情報提供制度』の活用をご検討ください。

※情報提供制度～３２ページ参照

福岡犯罪被害者支援センターでは、警察と連携して、被害にあわれた方やそのご家族のご要望等に応じ、弁護士の紹介、付添支援など、必要な支援を行います。
担当の捜査員又は支援担当者にお尋ねください。

裁判で利用できる支援制度

公判手続の流れ

冒頭手続

検察官の起訴状朗読

罪状認否等

証拠調べ

検察官の冒頭陳述

検察官による証明

検察官が裁判所に証拠請求、証拠調べを行います。
証拠には、物(凶器等)、書類(捜査書類等)、証人（被害者や目撃者等)があり、尋問等を行います。

被告人・弁護人による証明

被告人調書等の請求・取調べ

被告人質問

裁判官、検察官、弁護人等が被告人に質問を行います。
被告人に答える義務はありませんが、答えた内容は証拠となります。

弁論手続

論告・求刑

検察官が事件に関する意見を述べます。
① 有罪か無罪か
② 犯罪の悪質性や被告人の反省程度などの情状に関すること
③ どれくらいの刑に処するべきか

弁論

弁護人が事件に関する意見を述べます。

被告人の最終陳述

被告人が事件に関する意見を述べます。

判　決

判決の宣告

裁判官が被告人に対し有罪･無罪の判決を言い渡します。

刑の確定

14日で確定

控訴審　控訴

上告審　上告

被害者参加制度

【公判出席】
裁判が開かれる日に法廷で検察官の隣などに着席し、裁判に出席することができます

【検察官の証明に対する意見】
証拠調べの請求や論告・求刑などの検察官の訴訟活動に関して意見を述べたり、検察官に説明を求めたりすることができます

【証人に対する尋問】
証人が情状について証言したとき、その証明力を争うために必要な事項について尋問をすることができます

【被告人に対する質問】
意見を述べるために必要な場合に、被告人に質問をすることができます

【事実等に対する意見陳述】
証拠調べが終わった後、 起訴状に記載した犯罪事実の範囲内で、事実又は法律の適用について意見を述べることができます

その他裁判で利用できる制度

【公判傍聴】
優先的に傍聴できるよう配慮されます

【被害者等情報の保護】
起訴状朗読などの際、被害者特定事項（氏名など）を秘匿して裁判をすすめます

【証人出廷】
不安や緊張をやわらげるため、付添い、遮へい措置、ビデオリンクの制度があります

【心情等の意見陳述】
被害についての今の気持ちや事件に対する意見を述べることができます

支援制度を利用するためには・・

被害者等による申出
担当する検察官や弁護士に対し、被害者参加制度やその他支援制度を利用したい旨の申出を行ってください。

裁判所の許可
検察官等が裁判所に対し、被害者等の希望を申出し、認められた場合に制度を利用することができます。

【損害賠償命令制度】
犯罪によって生じた損害賠償請求について、刑事裁判に引き続き、訴訟記録を証拠として、簡易迅速に手続を行います。民事訴訟手続の負担を軽減するための制度ですが、４回の期日内に終わらない場合などは通常の民事手続に移行します。

５　裁判や犯人の状況などを知る制度

犯罪の被害にあわれた方やそのご家族に対し、ご希望に応じて、事件の処分結果などを通知する「被害者等通知制度（ひがいしゃとうつうちせいど）」があります。

被害者等通知制度

- **犯人が２０歳以上の者もしくは検察庁に逆送された少年（２０歳に満たない者）の場合**

通知を受けることができる事項は、おおむね次のとおりです。

①　事件の処分結果（公判請求、略式命令請求、不起訴、家庭裁判所送致など）

②　裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日

③　裁判の結果（裁判の主文と上訴・確定の有無）

④　犯人の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要など①から③までに準じる事項

⑤　有罪裁判確定後の犯人に関する事項

- 収容されている刑務所の名称・所在地
- 刑務所から釈放される予定（満期出所予定）年月
- 受刑中の刑務所における処遇状況（おおむね６か月ごとに通知）
- 刑務所から釈放（満期釈放、仮釈放）された年月日
- 執行猶予の言渡しが取り消された年月日
- 仮釈放審理を開始した年月日、仮釈放を許す旨の決定をした年月日
- 保護観察が開始された年月日、保護観察終了予定年月日
- 保護観察中の処遇状況（おおむね６か月ごとに通知）
- 保護観察が終了した年月日

⑥　死刑を執行した事実　　など

また、被害者等通知制度とは別に、被害にあわれた方の再被害防止のために必要がある場合に限り、受刑者の釈放直前における釈放予定時期などの通知を受けられる場合があります。

これらの通知の申出先は、担当の検察官・検察事務官又は検察庁の支援員です。

- **犯人が少年（２０歳に満たない者）の場合**

少年院、地方更生保護委員会又は保護観察所から、ご希望に応じて、保護処分を受けた加害者に係る通知（少年審判後の通知）を行っています。

通知を受けることができる事項は、おおむね次のとおりです。

① 入院年月日、収容されている少年院の名称・所在地
② 少年院における教育状況（おおむね６か月ごとに通知）
③ 少年院を出院した年月日
④ 仮退院審理を開始した年月日、仮退院を許す旨の決定をした年月日
⑤ 保護観察が開始された年月日、保護観察終了予定年月日
⑥ 保護観察中の処遇状況（おおむね６か月ごとに通知）
⑦ 保護観察が終了した年月日　　など

これらの通知の申出先は、加害者が少年審判において少年院送致処分を受けた場合は最寄りの少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合はお住まいの都道府県にある保護観察所です。

問合わせ先

■ 被害者ホットライン（検察庁）　※留守番電話、FAX での利用可能

● 福岡地方検察庁　☎092-734-9080

● 福岡地方検察庁（小倉支部）　☎093-592-9441

■ 福岡保護観察所　福岡第２法務総合庁舎　☎092-737-6963

心身喪失者等から被害を受けた方への被害者支援

検察官は、心身喪失（しんしんそうしつ）などの状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなどの状態）で一定の重大な他害行為（殺人、不同意性交等、不同意わいせつなど）を行った加害者が、心神喪失を理由に不起訴処分あるいは無罪となった場合などには、その者の精神障害を改善し再犯防止を図るため、地方裁判所に対し、適切な処遇の決定を求める申立てを行います。裁判所は、この申立てを受けて医療観察法（いりょうかんさつほう）の審判を行い、指定医療機関への入院又は通院の決定、医療を行わない旨の決定等をします。被害にあわれた方やそのご家族は、申出をして、審判を傍聴することができ、また審判の結果などについて裁判所からの通知を受けることができます。

医療観察法における情報提供制度

加害者に医療観察法が適用された場合に、保護観察所に申し出ることにより、次のような情報提供を受けることができます。

① 加害者の氏名

② 加害者の処遇段階（入院処遇、地域社会における処遇）とその開始年月日

③ 加害者を担当する保護観察所

変更があった場合は、新たに担当することになった保護観察所

④ 保護観察所による加害者との接触状況

⑤ 医療観察法による処遇の終了年月日、終了事由

など

また、継続的に情報提供を希望される場合は、1回の申出で処遇の終了時まで情報提供を受けることができます。

検察審査会への審査申立て

検察官は、事件の捜査を行った上で、起訴するか、不起訴とするかを決定します。被害にあわれた方やそのご家族、又は犯罪を告訴・告発した方は検察官が事件を不起訴処分したことに対して、その処分を不服として、検察審査会へ申立てを行うことができます。

検察審査会は、検察官の不起訴処分の当否を審査する機関で、地方裁判所と主な地方裁判所支部の中に設置されています。また、被害にあわれた方やそのご家族からの申立てがなくても、新聞記事などをきっかけに自ら審査を始めることもあります。

検察審査会への審査の申立てや相談については、一切費用がかかりません。詳しくは、最寄りの検察審査会までお問い合わせください。

問合わせ先

■福岡保護観察所	福岡第２法務総合庁舎	☎092-737-6963
■福岡第一・第二検察審査会	福岡地方裁判所庁舎内	☎092-781-3141
■飯塚検察審査会	福岡地方裁判所飯塚支部庁舎内	☎0948-22-1186
■久留米検察審査会	福岡地方裁判所久留米支部庁舎内	☎0942-32-5342
■柳川検察審査会	福岡地方裁判所柳川支部庁舎内	☎0944-72-3121
■小倉検察審査会	福岡地方裁判所小倉支部庁舎内	☎093-561-3431

６　加害者の処遇に意見等を述べる制度

意見等聴取制度

加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、被害にあわれた方やそのご家族は、申出により、加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

聴取した意見などは、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項（とくべつじゅんしゅじこう）の設定などに考慮されます。

詳しくは、最寄りの地方更正保護委員会にお問い合わせください。

心情等聴取・伝達制度

・加害者が保護観察となった場合

被害にあわれた方やそのご家族の申出に応じて、保護観察所が、被害にあわれた方やそのご家族の置かれている状況、被害に関する心情、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えます。

保護観察中の加害者に対しては、被害の実情などを直視させ、反省や悔悟（かいご）の情を深めさせるよう指導監督を行います。

詳しくは、最寄りの地方更正保護委員会又は担当の保護観察所にお問い合わせください。

・加害者が刑務所や少年院に収容された場合

被害にあわれた方やそのご家族の申出に応じて、刑務所や少年院の職員（被害者担当官）が被害にあわれた方やそのご家族の置かれている状況、被害に関する心情、受刑中・在院中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、受刑中・在院中の加害者に伝えます。

受刑中・在院中の加害者に対しては、被害の実情などを直視させ、反省や悔悟の情が深まるよう指導教育を行います。

詳しくは、最寄りの矯正管区・矯正施設（刑事施設、少年院、少年鑑別所）にお問い合わせください。

また、加害者の収容施設や処遇状況などについては、被害者等通知制度（26ページ参照）を利用して知ることができます。

問合わせ先

■九州地方更生保護委員会	福岡第二法務総合庁舎	☎092-761-7822
■福岡保護観察所	福岡第２法務総合庁舎	☎092-737-6963
■福岡矯正管区		☎092-681-9598
■福岡刑務所		☎092-932-0395
■福岡拘置所		☎092-822-7477
■福岡少年院		☎092-565-3331
■筑紫少女苑		☎092-607-5695
■福岡少年鑑別所		☎092-541-7934

7　公的機関や民間団体による被害者支援

福岡県には民間による被害者支援があります。

公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター

公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターは、犯罪被害をうけた方やそのご家族、ご遺族への支援のために設立された団体です。弁護士や医師、臨床心理士など各分野の専門家、警察などと連携しながら、被害にあわれた方やそのご家族が平穏な生活を取り戻すための様々な支援を行っています。

- **警察からの情報提供制度**

犯罪の被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族が、支援センターの支援を希望される場合に、警察から支援センターに連絡して支援の依頼を行う制度です。

警察から被害を受けた方々のお名前やご住所、連絡先や事件内容、希望する支援の内容などを伝えますので、被害を受けた方々が事件内容などを繰り返し説明する必要がありません。

支援の流れ（情報提供制度）

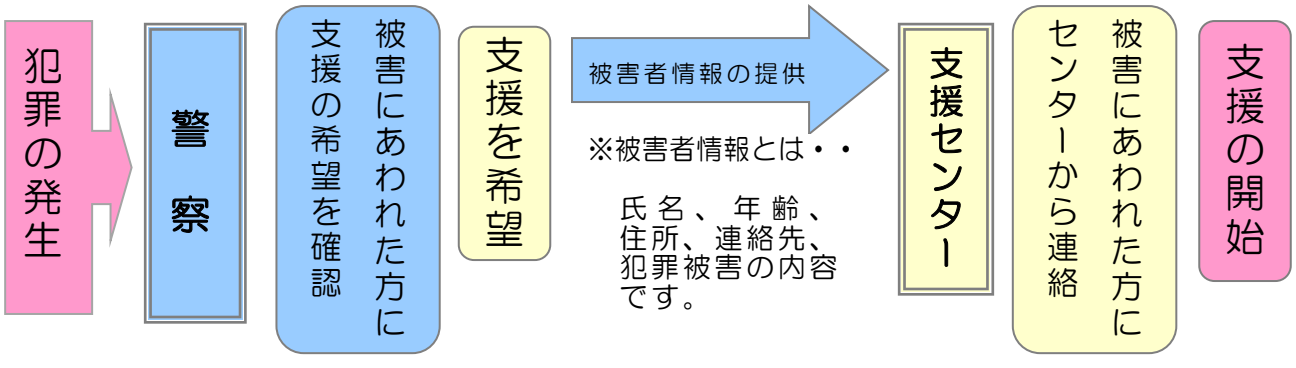

・支援の内容

電話相談 面接相談	カウンセリング等の専門研修を受けた相談員が電話相談を行います。
付添いなどの直接的支援	・警察、検察庁への付添いを行います。 ・裁判所への付添いや代理傍聴（だいりぼうちょう）を行います。 ・被害者支援に取り組む機関・団体や被害にあわれた方が利用できる支援制度などの情報提供を行います。
法律相談	被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、法律相談を行います。
犯罪被害者等給付金の申請補助	犯罪被害者等給付金の申請手続の概要や必要な書類の説明などを行います。

問合わせ先

■福岡犯罪被害者支援センター【福岡窓口】　☎092-409-1356

■福岡犯罪被害者支援センター【北九州窓口】　☎093-582-2796

■福岡犯罪被害者支援センター【筑後窓口】　☎0942-39-4416

■福岡犯罪被害者支援センター【筑豊窓口】　☎0948-28-5759

平日９：００～１６：００（祝日・年末年始を除く）

「性暴力被害者支援センター・ふくおか」

「性暴力被害者支援センター・ふくおか」は、福岡県が性暴力被害にあわれた方を支援するために、福岡犯罪被害者支援センターに業務委託した公的な相談窓口です。性暴力にあわれた方が、安心して相談でき、医療面のケアなど必要な支援を、いつでも、迅速（じんそく）に受けることができるよう、２４時間・３６５日、年中無休で相談を受けています。

・支援の内容

電話相談 面接相談	カウンセリング等の専門研修を受けた女性の相談員が電話相談に応じます。
付添いなどの直接的支援	・医療機関などを紹介し付添いを行います。 ・警察、検察庁、裁判所への付添いなどを行います。 ・専門支援機関等への連絡・紹介を行います。 ・医療費、緊急宿泊費、カウンセリング費については公費負担制度があります。
法律相談	弁護士の紹介、法律相談を行います（公費負担できる場合もあります）。

性暴力の被害にあわれた方は、被害後できるだけ早い段階で、適切なケアを受けることが必要です。

同センターでは、被害にあわれた方の意思を尊重しながら、少しでも早く心身を回復することができるよう、必要な支援を行います。

問合わせ先

■性暴力被害者支援センター・ふくおか　☎092-409-8100

２４時間・３６５日（年中無休）

公的な援助制度

	内　　容	要　件	問合せ先
公営住宅への優先入居制度	犯罪により住宅に居住することが困難となった方やそのご家族が公営住宅の入居募集に応募した場合、優先入居又は空き室の一時使用の取扱いを行う「優先入居制度」（注８）があります。 （注８）福岡県では、県営住宅及び福岡市営住宅、北九州市営住宅等において本制度が導入されています。DV 事案等の特別な事情を考慮して優先入居を行う自治体もあります。	・犯罪などにより収入が減少し生計維持が困難となった ・現在居住している住宅又はその付近において犯罪などが行われ、住宅に居住し続けることが困難になった	各自治体の公営住宅管理担当窓口
医療費の負担軽減	高額療養費制度	健康保険を利用し、医療機関に支払う医療費の自己負担が一定額を超えた場合、超えた金額は払い戻しされます。	事業主、全国健康保険協会の支部、健康保険組合、市町村、各種共済保険、かかっている医療機関の医事課
	犯罪被害等第三者行為による場合の保険適用	犯罪被害や自動車事故など第三者の行為によって負傷した場合にも健康保険を使うことができます。この場合、保険者（健康保険事業の運営主体）に「第三者行為による傷病届」を提出する必要があります。	
	自立支援医療費支給制度	精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要であると主治医が判断した方にかかる費用の自己負担額上限が原則として１割になります。	主治医

	制　度	内　　容	問合せ先
福祉制度	母子(父子)家庭支援制度	母子（父子）家庭の方は、一定の要件のもと、児童扶養手当や母子（父子）福祉資金の貸付などを受けることができます。	保健福祉(環境)事務所又は市町村の母子(父子)福祉資金担当課
	生活保護制度	収入がなくなるなど、生活に困っている方に対しては、困窮の程度に応じて、生活扶助(ふじょ)、教育扶助(ふじょ)、住宅扶助(ふじょ)、医療扶助(ふじょ)など必要な保護を受ける制度があります。	保険福祉(環境)事務所又は福祉事務所
経済的支援	見舞金制度	福岡県と下記の市町村では、犯罪被害について見舞金の支給を行っています。 ・遺族見舞金　３０万円 ・重傷病見舞金１０万円 大牟田市、飯塚市、田川市、柳川市、宗像市、古賀市、うきは市、みやま市、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、筑後市、大川市、大木町、嘉麻市 （令和６年８月現在）	福岡県生活安全課 住所地の市役所、町村役場(犯罪被害に関する対応窓口)
	犯罪被害者等損害賠償請求訴訟再提訴費用の助成	損害賠償請求訴訟の判決が確定したにも関わらず、加害者による支払いがなされない場合、再提訴に要する費用を助成します。	福岡県生活安全課
性感染症検査	保健所などにおいて、エイズ（HIV)、クラミジアなどの性感染症検査を無料で行っている自治体があります。匿名で検査を受けることができる場合もあります。		住所地の保健所

８　弁護士などへの相談

弁護士会の相談窓口

全国の弁護士会には、被害者支援に関する研修を受けた弁護士が在籍し、被害にあわれた方々のための法律相談窓口が設置されています。福岡県弁護士会には、犯罪被害者支援センターが設置されており、被害にあわれた方やそのご家族に対し、犯罪被害に関する悩みの解決や刑事裁判への参加、損害回復などの支援を行っています。

日本司法支援センター「法テラス」

日本司法支援センター「法テラス」は、国が設立した法律支援団体です。被害にあわれた方やそのご家族に対し、被害後の状況やニーズに応じて、必要な情報の提供や援助などの様々な支援を行います。

- 情報提供

被害者支援に詳しい弁護士の紹介、相談窓口・犯罪被害者支援団体などに関する情報を無料で提供します。

- 経済的援助（一定の要件あり）

犯罪被害者法律扶助	殺人や性犯罪などの被害にあわれた方や遺族の方が、刑事裁判、少年審判等手続、行政手続に関する活動を希望する場合の弁護士費用等の援助を行います。
民事法律扶助	経済的に余裕がない方のために、民事裁判等の手続きに関し、弁護士による無料法律相談、裁判費用や弁護士費用等の立替えなどを行います。

・　被害者参加制度にかかる事務

被害者国選弁護制度や被害者参加旅費等支給制度に関する相談や事務手続などを行っています。

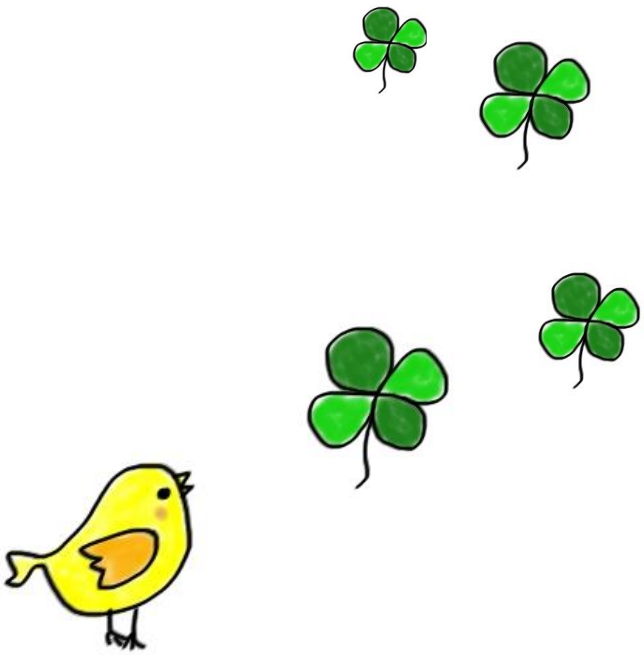

問合わせ先

■福岡県弁護士会犯罪被害者支援センター　☎092-738-8363

月～金曜日（祝日を除く）16:00～19:00

（電話相談無料・面接可、初回のみ無料）

■法テラス犯罪被害者支援ダイヤル　☎0120-079714（なくことないよ）

月～金曜日 9:00～21:00　土曜日 9:00～17:00（日祝・年末年始を除く）

ホームページ http://www.houterasu.or.jp/

■法テラス福岡　☎0570-078359　IP 電話(050)3383-5501

平日 9:00～17:00

■法テラス北九州　☎0570-078360　IP 電話(050)3383-5506

平日 9:00～17:00

９　その他の制度など

民事上の損害賠償請求制度

犯罪は、他人の権利を侵害し、これによって他人に損害を生じさせる行為であることから、民法上の不法行為（民法第709条）に該当し、被害にあわれた方やそのご家族は、加害者などに対して損害賠償を請求することができます。不法行為による損害賠償請求は、民事訴訟法などに基づく民事手続に従って行われるもので、刑事手続とは別に被害にあわれた方やそのご家族が申立てなどを行う必要があります（２２ページの損害賠償命令制度を利用できる場合もあります。）。

請求手続などの法律相談については、法テラス、各自治体による無料法律相談、福岡県弁護士会などをご利用ください。

税金の減免・控除

納税者には、一定の条件を満たした場合、所得税の控除（こうじょ）を受けられる場合があります。

① 医療費控除　～　１年間の医療費が１０万円を超えた場合など、納税者ご本人や生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費に応じて、一定の額が控除されます。

② 障害者控除　～　納税者ご本人が障害者である場合には、２７万円（特別障害者である場合は４０万円）が控除され、納税者の同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である場合は、２７万円（特別障害者である場合は４０万円、特別障害者と同居している場合は７５万円）が控除されます。

③ 寡婦控除、ひとり親控除　～　納税者ご本人が寡婦又はひとり親に該当する場合には、寡婦の方には２７万円、ひとり親の方には３５万円が控除されます。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

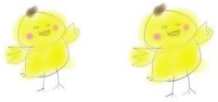

公益財団法人犯罪被害救援基金

人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮（ふりょ）の死を遂げた方や重障害を受けた方の子弟のうち、経済的理由により修学が困難な子弟に対する奨学金（しょうがくきん）の給与、その他の被害被害者に係る救援事業を行っています。

奨学金等の受給には要件がありますが、返済する必要はありません。

詳しくは、事務局にお問い合わせください。

日本財団まごころ奨学金

まごころ奨学金は、振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金（よほのうふきん）を用いて、犯罪被害に遭遇し、経済的に不安定となったご家庭のお子さんを対象に、日本財団が担い手となり、奨学金の給付を行う制度です。

詳しくは、日本財団にお問い合わせください。

問合わせ先

■最寄りの税務署

■公益財団法人犯罪被害救援基金　☎03-5226-1020　FAX03-5226-1023

ホームページ　http://kyuenkikin.or.jp/

Ｘアカウント　@kyuenkikin

■日本財団まごころ奨学金係　☎03-6229-5111（平日 9:00～17:00）

FAX03-6229-5160

メール　magokoro@ps.nippon-foundation.or.jp

ホームページ　http://nf-yoho.com/

警察の相談窓口

犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」

専門の女性の臨床心理士が、被害にあわれた方やそのご家族からのお話をゆっくり、ていねいにお聴きします。

匿名でも構いません。少しだけでも話してみませんか？

犯罪被害にあわれた方々の心のケア

☎０９２－６３２－７８３０

月～金曜日　9:00～17:45

（祝日・年末年始を除く）

性犯罪被害相談電話「＃８１０３（ハートさん）」

「あなたの心（ハート）」に寄り添う性犯罪被害相談電話です。

発信された地域を管轄する都道府県警察の相談窓口につながります。福岡県内で発信した場合、福岡県警察本部の性犯罪被害相談電話につながります。

☎ プッシュ回線　＃８１０３
０１２０－７８３－０８４
・月～金曜日　9:00～17:45
（女性警察官又は女性の臨床心理士が対応）
・月～金曜日　17:45～翌日9:00
土日・祝日（警察官が対応）

※　「＃８１０３」は、２４時間開設していますが、平日の夜間及び土日・祝日は警察本部の当直につながり、警察官が対応します。男性警察官が出ることもありますので、女性の臨床心理士を希望される方は、平日の昼間（9:00～17:45）にお電話ください。

少年相談専用電話（少年の非行や犯罪被害に関する相談）

中央少年サポートセンター　☎０９２－５８８－７８３０（ナヤミゼロ）
福岡少年サポートセンター　☎０９２－８４１－７８３０（ナヤミゼロ）
北九州少年サポートセンター　☎０９３－８８１－７８３０（ナヤミゼロ）
飯塚少年サポートセンター　☎０９４８－２１－３７５１（ミナコイ）
久留米少年サポートセンター　☎０９４２－３０－７８６７（ナヤムナ）

※　未成年の方が犯罪の被害にあわれた場合には、心理学、社会福祉学及び教育学などの専門的な知識を持つ少年補導職員が継続的な支援を行っています。少年相談は、各警察署の生活安全課でも受け付けています。

警察安全相談コーナー（警察への相談や意見・要望）

プッシュ回線は　☎＃９１１０
ダイヤル回線は　☎０９２－６４１－９１１０

福岡県警察犯罪被害者支援係

福岡市博多区東公園７－７　福岡県警察本部（被害者支援・相談課）
☎０９２－６４１－4141（内線２５３７）

警察以外の相談窓口

名称	電話番号	相談時間
被害者ホットライン（検察庁） http://www.kensatsu.go.jp/ 検察庁ホームページ	福岡地方検察庁 （０９２）734-9080 小倉支部 （０９３）592-9441	被害にあわれた方やそのご家族のためのホットライン 電話やファックスが利用可能 夜間休日は留守番電話又はファックスでの受付
福岡犯罪被害者支援センター 〔福岡犯罪被害者総合サポートセンター〕 ホームページ http://fukuoka-vs.net	福岡窓口 （０９２）409-1356 北九州窓口 （０９３）582-2796 筑後窓口 (0942) 39-4416 筑豊窓口 (0948) 28-5759	被害にあわれた方の視点を大切にした総合的な支援 月～金曜日　9:00～16:00 （祝日・年末年始除く）
性暴力被害者支援センター・ふくおか	（０９２）409-8100 （性暴力専用）	性暴力被害にあわれた方を支援する公的相談窓口 ２４時間・３６５日（年中無休）
全国被害者支援ネットワーク 犯罪被害者等電話相談談 全国共通ナビダイヤル	(0570) 783-554 （なやみはここよ）	犯罪被害にあわれた方の相談窓口 ７：３０～２２:00 （12/29～１/３を除く）
福岡県配偶者からの暴力相談電話	(092) 663-8724	月～金曜日　１７:00～２４:00 土・日・祝　９:00～２４:00 （年末年始除く）
福岡県男性・ＬＧＢＴの方のＤＶ被害者専用相談電話 （面接相談は予約必要）	(070) 4410-8502	男性ＤＶ被害者のための相談ホットライン 火・木曜日　18:00～21:00 土曜日　10:00～13:00 （年末年始除く）
	(080) 2701-5461	ＬＧＢＴの方のＤＶ被害者相談ホットライン 第１日曜日　14:00～17:00 第３水曜日　18:00～21:00 （年末年始除く）

福岡県男女共同参画センター「あすばる」 〔春日市原町3-1-7 クローバルプラザ内〕	(092)584-1266 (総合相談電話)	相談ホットライン 火～日、月（祝日のみ）9:00～16:30 （8/13～15・年末年始除く） 金(祝日除く)は夜間(18:00～20:30)も実施
福岡県男女共同参画センター「あすばる」 〔春日市原町3-1-7 クローバルプラザ内〕	専用相談 （面接予約制） (092)584-4980	祝日以外の月(月が祝日の場合は翌日)は休み 女性のための法律相談（女性弁護士） 第１・３水曜日　13:00～16:00 女性のためのこころと生き方相談 （女性臨床心理士） 第1･2･3･4木曜日 13:00～16:00
男性のための専用窓口	(092)584-4977	男性のための電話相談（男性臨床心理士） 第１・３土曜日 14:00～16:00 第２・４金曜日 18:00～20:30 （祝日及び 8/13～15・年末年始除く）
福岡市男女共同参画推進センター「アミカス」 〔福岡市南区高宮3-3-1〕 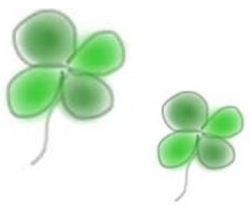	(092)526-3788 （総合相談電話 ・法律相談の予約を含む）	総合相談（女性相談員・面接は予約制） 月～日曜日　10:00～16:30 （祝日を含む） 第２・４月曜日 10:00～20:00 （祝日は 16:30 まで） 法律相談（女性弁護士・面接は予約制） 第１～４水曜日 １３:00～16:0０ （祝日を除く）
	(092)526-6070	アミカス DV 相談ダイヤル（女性相談員） 水･木曜日　10:00～16:00 （祝日を含む）
男性のための専用窓口	(092)５26-1718	男性のための相談ホットライン（男性相談員） 第１～第３月曜日（祝日除く） １９:00～21:00
北九州市立男女共同参画センター「ムーブ」 〔小倉北区大手町11－4〕	(093)583-3331	一般相談（面接は要相談） 火～日曜日　9:30～17:00 （月曜日・祝日・年末年始除く）
	(093)583-3663	性別による人権侵害相談（DVなど） 火～日曜日　9:30～17:00 （月曜日・祝日・年末年始除く）
男性のための電話相談	(093)280-5325	男性専用相談窓口（男性相談員） 第２・４水曜日　18:00～20:00 第１・３土曜日　10:00～12:00 （祝日・年末年始除く）

福岡県弁護士会の法律相談（面接有料）

名称	電話番号	相談時間
福岡県弁護士会 犯罪被害者支援センター	(092) 738-8363 （相談専用電話）	月～金曜日　16：00～ 19：00 （祝日除く） （電話相談無料・面接可・初回のみ無料）

犯罪の被害にあわれた方やそのご家族の方へ

人は、大きなショックを受けたとき、ショックな出来事に立ち向かうために心や体に思いがけない変化が見られることがあります。

でも、それは決して異常なことではなく、誰にでも起こりうる自然な反応なので安心してください。これは、心と体が休養とケアを求めているサインです。

＊被害後に起こりうる心や体の反応（ストレス反応）＊

心の反応

過敏になる

- □ イライラする。
- □ 小さい音にもビクビクしてしまう。

心が麻痺する

- □ 被害のことを思い出せない。
- □ ぼーっとする。
- □ 感情がわかない、わきにくくなる。

不安や恐怖などの気持ちが続く

- □ 考えたくないのに、ふいに被害を思い出す。
- □ 怖い夢や被害に関連した夢を見る。
- □ また被害にあうのではないかと不安。
- □ 被害を思い出させる場所を避ける。
- □ 後悔したり、自分を責めたりする。
- □ 無力感をおぼえる。
- □ 他人を信用できなくなる。

からだの反応

- □ ぐっすり眠れない。
- □ 食欲がない。
- □ 頭痛。めまいがする。
- □ 心臓がどきどきする。
- □ 吐き気・嘔吐・下痢などお腹の調子がよくない。
- □ 記憶力・集中力が低下する。

これらの反応は、時間の経過とともに徐々に回復していきますが、少しずつ変化することもあり、回復にかかる時間は人それぞれです。また、このような変化は、被害にあわれた方だけでなく、その方を支えるご家族の方にも同様の変化があらわれることがあります。無理や我慢をなさらずに、身近な人や相談窓口などに相談をしてください。

犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」

犯罪被害にあわれた方々の心のケア
☎０９２－６３２－７８３０
（月～金曜日　9:00～17:45）
（祝日・年末年始を除く）
※県警内の女性臨床心理士が相談に応じます。

性暴力被害者支援センター・ふくおか

犯罪被害にあわれた方々の心のケア
☎０９２－４０９－８１００
（２４時間・３６５日）
※専門の女性相談員が相談に応じます。

＊ストレス反応への対処法＊

○　自分の心が落ち着くことをしましょう。
　　（ゆっくり入浴する・音楽を聴くなど）
○　ふーっと、ゆっくり深呼吸しましょう。
○　心から楽しめることをしましょう。
○　自分が落ち着く言葉を、つぶやいてみましょう。
○　気持ちを、信頼できる人に聞いてもらいましょう。
○　泣きたいときは泣いて、甘えられる人に甘えてみましょう。

気持ちが落ちつく呼吸の方法

１　はじめに
(1)楽な姿勢になりましょう。
(2)吸っている息を、口から
　ゆっくり吐き出しましょう。

２　呼吸
(1)１～３秒、鼻から息を吸いましょう。
(2)４秒目で、息を止めましょう。
(3)５～１０秒、口から息を吐きましょう。
(4)５～１０回、繰り返しましょう。

３　終わりに

手をグーパーさせて伸びをしましょう。

※体の力が抜けている状態なので、体を少し目覚めさせましょう。

眠れない日やご飯を食べられない日が長く続いたり、頭痛が治まらないなど、体調がすぐれないときには、無理をせずに病院を受診してください。

お困りごとリスト

犯罪被害のショックから何も手につかなくなることがあります。そんな時には、決して、1人で頑張らないでください。今、あなたがお困りのこと、ご心配なことなどを書き込み、担当の警察官や相談窓口等に相談してください。警察で対応できない時には、適切な支援団体や専門機関などを紹介することもできます。

【日常生活（家事・育児など）のこと】

【お住まいのこと】

【仕事・学校のこと】

【ご家族のこと】

【ご自身のこと】

【その他（経済的な不安やマスコミ対応など）】

捜査機関とのやりとり

刑事手続上、必要なお願いをしたり、ご負担をおかけすることもあります。分からないこと、不安なことなどがありましたら、遠慮なく、担当者にお話しください。

【警察】担当者　　（連絡先　　）

【検察庁】担当者　　（連絡先　　）

【裁判所】担当者　　（連絡先　　）

支援者とのやりとり

ご希望に応じて、警察から紹介することもできます。１人で悩まず、専門家に相談してください。

【支援センター】担当者　　（連絡先　　）

【弁護士】担当者　　（連絡先　　）

【　　】

MEMO

この冊子のイラストを描いてくださったのは、女性アコースティックデュオ「PANSAKU」ギターボーカルのぱんさんです。

ぱんさんは、２００９年、自らが性犯罪の被害者であることを公表され、被害体験をもとに作詞作曲した「STAND」を発表されました。

「性暴力で傷つく人が１人もいなくなる社会」を願いながら、音楽や講演を通じ、被害者支援の活動を行われています。

現在は、子育て中心の忙しい毎日。

そんな中で、この冊子を手にされたあなたに

ほんの少しでも、たった一瞬でも、私は１人じゃないんだ

と思ってもらえたら・・・

という想いを込めて、イラストやメッセージを描いてくださいました。

福　岡　県　警　察

令 和 ７ 年 １ 月 発 行